【融資あっせん手続の流れ】

市へ融資あっせんの申込み　　融資あっせん申込書、市税等納付状況確認同意書、
（書類提出は指定工事店の代行可）　所得証明書、設備計画・見積書等

・市税、負担金等の滞納状況を確認
・申込者及び連帯保証人（申込者と別生計）に収入があること等を確認

融資あっせん可　　融資あっせん不可

融資あっせん内定通知書（申込者へ郵送）　　融資あっせん却下通知書（申込者へ郵送）
・融資あっせんの対象となることが内定。

申込者は金融機関で融資の申込みをする

金融機関は申込者に対して融資の可否を判断し、申込者に伝える

融資可　　融資不可
（融資あっせんに係る手続終了）

申込者は指定工事店と工事の施工について相談

別資金で工事を施工　　工事を行うための資金検討へ移行

市へ排水設備確認申請書を提出
（書類提出は指定工事店の代行可）

市へ排水設備確認申請書を提出
（書類提出は指定工事店の代行可）

工　事　　工　事

市へ工事完了・検査届提出
（書類提出は指定工事店の代行可）

市へ工事完了・検査届提出
（書類提出は指定工事店の代行可）

検　査　　検　査

工事代金支払

終わり

融資あっせん決定通知書（申込者へ郵送）　　融資依頼書（金融機関へ郵送）

金融機関と金銭消費貸借契約の締結（申込者と連帯保証人とが金融機関店頭へ）

申込者：①工事店に工事代金支払　②毎月元金均等払により金融機関に返済

金融機関：毎月１０日までに鳥取市に前月末時点での貸出・返済状況を報告